

春日井市庁舎広告掲出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日井市庁舎内壁面等への広告掲出について、春日井市広告掲載要綱（平成18年8月25日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲出位置)

第2条 広告の掲出位置は、庁舎内壁面、床面及び柱面とする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、掲出位置に応じて別に定める。

(広告の販売等)

第4条 広告の販売方法は要綱第4条第1項第1号の規定に基づき、入札により最高額で落札した価格にて決定するものとし、広告の掲出料は別に定めるものとする。

(広告取扱業者の募集と選定方法)

第5条 広告取扱業者の募集方法等は別に定めるものとし、前条により落札したものを広告取扱業者として決定する。

2 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(提出書類)

第6条 第5条の入札に参加しようとする者は、事前審査型一般競争入札参加申込書（第1号様式）を別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の提出書類に基づき審査し、事前審査型一般競争入札参加資格決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 市長は、広告取扱業者を決定したときは、広告取扱業者と春日井市庁舎広告掲出事業契約を締結する。

(広告主の募集)

第8条 広告主の募集は、落札した広告取扱業者が行う。

(行政財産目的外使用の許可)

第9条 広告取扱業者は、庁舎内壁面等への広告の掲出に当たり、庁舎に係る行政財産目的外使用の許可を受けなければならない。

(広告取扱業者と広告主)

第10条 広告取扱業者は、広告主を募集し、その広告を掲出するときは、市長が指定する期日までに春日井市庁舎広告掲出申込書（第3号様式）に広告原案を添えて、とりまとめのうえ市長に申込みをしなければならない。

（広告掲出の決定）

第11条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかに広告内容を審査し、その掲出の可否を決定し、春日井市庁舎広告掲出決定通知書（第4号様式）により広告取扱業者に通知するものとする。

（広告の作成）

第12条 庁舎内に掲出する広告は、広告取扱業者の負担で作成及び掲出するものとする。

（広告掲出料の納付）

第13条 広告取扱業者は、市長が指定する期日までに、納入通知書により広告掲出料を一括納付しなければならない。

（広告掲出料の還付）

第14条 納付された広告掲出料は、還付しない。ただし、市長の都合により広告の掲出ができなくなった場合は、この限りでない。

（広告掲出の取消し）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、春日井市庁舎広告掲出取消通知書（第5号様式）により広告の掲出を取り消すことができる。

- (1) 指定した期日までに広告掲出料を納付しないとき。
- (2) 要綱第5条第2項の規定による仕様の変更又は条件に従わないとき。
- (3) その他広告掲出に特に支障があると市長が認めるとき。

（広告掲出の取下げ）

第16条 広告取扱業者は、広告掲出を取り下げることができるものとする。

2 広告取扱業者は、前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、決定通知を受けた日から3日以内に書面により市長に申し出なければならない。

（雑則）

第17条 この要領に定めのない事項は、別に市長が定める。

附 則

この要領は、平成21年2月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 月 27 日から施行する。

第 1 号様式(第 6 条関係)

事前審査型一般競争入札参加申込書

年 月 日

(あて先) 春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市庁舎広告掲出要領第 6 条第 1 項に基づき、事前審査型一般競争入札に参加申込をします。

会 社 名	
住 所	
代 表 者 氏 名	

{ 担 当 者 氏 名 :
T E L :
F A X :
E メ ー ル :

☐ 春日井市入札参加有資格者

(誓約事項)

設置箇所の状況、公告における条件等すべて承知の上申し込みます。

第 2 号様式(第 6 条関係)

事前審査型一般競争入札参加資格決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長 石 黒 直 樹

年 月 日付けで申込みのありました事前審査型一般競争入札参加資格
について、次のとおり決定したので通知します。

件 名	
入札日時	
場 所	
事前審査型一般競争 入札参加資格の有無	有 ・ 無
入札参加資格がない と認めた理由	

入札参加資格があると認められた方は、入札時に、この事前審査型一般競争入
札参加決定通知書を必ず持参してください。

第 3 号様式（第10条関係）

春日井市庁舎広告掲出申込書

年 月 日

（あて先）春日井市長 石 黒 直 樹

広告取扱業者 住所
氏名 印
（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

広告掲出について承諾を受けたいので、次のとおり申込みます。

広 告 主	住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 印
広 告 掲 出 場 所	
広 告 の 種 類 及 び 規 格	
掲 出 希 望 期 間	
広 告 の 内 容	添付原稿のとおり

なお、広告主は、広告の掲出をするに当たり、次の誓約事項を満たしていることを誓約するとともに、市税の納付状況を市が調査することを承諾します。

（誓約事項）

- ・ 法令等に違反していません。
- ・ 春日井市から指名停止措置を受けていません。
- ・ 暴力団又は暴力団の構成員ではありません。
- ・ 市税を滞納していません。

第 4 号様式（第11条関係）

春日井市庁舎広告掲出決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長 石 黒 直 樹

年 月 日付けで申込みのあった広告掲出について、次のとおり決定したので通知します。

☐ 広告掲出を承諾します。

広 告 主	
広 告 掲 出 場 所	
広 告 の 種 類 及 び 規 格	
掲 出 期 間	
そ の 他	

☐ 広告掲出を承諾しません。

承 諾 し な い 理 由	
---------------	--

第 5 号様式（第 15 条関係）

春日井市庁舎広告掲出取消通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長 石 黒 直 樹

年 月 日付けで掲出決定しました春日井市庁舎への広告掲出について、次の理由により掲出を取り消すこととしたので通知します。

広 告 主	
取 消 し 理 由	